



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 1月31日火曜日 第2844号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）.....41
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）.....41
 道路の供用開始（県道北条玉川線）.....（東予地方局今治土木事務所）.....41
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（中予地方局環境保全課）.....42
 道路の区域変更（県道三坂松山線）.....（中予地方局管理課）.....43
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....44
 道路の供用開始（一般国道 379 号）.....（ " ）.....44

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）.....44
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）.....44
 政治団体の解散の届出.....（ " ）.....45

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....（消防防災安全課）.....45
 消防設備士試験の実施に関する公示.....（ " ）.....46

告 示

○愛媛県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 1月31日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 勝	西条市楠甲453番地 9

○愛媛県告示第90号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般 - 24）第6948号	平成24年 11月13日	（株）カネヨシ	渡部 大輔	西条市神拝字局乙133 - 1	平成28年 12月5日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止
（般 - 24）第13692号	平成24年 4月16日	（有）安部硝子	安部 省志	今治市喜田村73 - 4	平成28年 12月5日	ガラス工事業 建具工事業	建設業の廃止
（般 - 28）第10254号	平成28年 8月2日	（有）田窪組	田窪 浩	今治市朝倉下甲355 - 2	平成28年 12月9日	管工事業	建設業の廃止（一部）
（般 - 23）第16954号	平成24年 1月12日	丸重商事（株）	青野 日美	新居浜市田所町4 - 68	平成28年 12月13日	土木工事業 とび・土工事業 舗装工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田丁230番23	平成29年 1月31日

○愛媛県告示第92号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 1月31日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
四国旅客鉄道株式会社
香川県高松市浜ノ町8番33号
代表取締役社長 半井真司
- 2 工場の名称及び所在地
四国旅客鉄道株式会社松山車両基地
伊予郡松前町大字鶴吉字正覚212 他68筆
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第71号 自動式車両洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり75両洗浄	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後30ヶ月後	
使用開始の予定年月日	平成32年 3月 1日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇 午前 8 時～午前 1 時30分	
特定施設の1日当たりの使用時間	17.5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 3.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.5 最大 3.5
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.0

汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 19 最大 23
------------------------	----------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 排水処理装置

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後30ヶ月後		
使用開始の予定年月日	平成32年 3月 1日		
処理施設の種類の	物理処理、化学処理		
処理施設の型式	凝集加圧浮上方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 7.8メートル 横 39.2メートル 高さ 7.8メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,056立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集、加圧浮上、ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連 続 午前 8 時～午後 4 時		
処理施設の1日当たりの使用時間	8時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0	通常 6.0～8.5 最大 6.0～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 3.0	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250	通常 5.5 最大 5.5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.5 最大 3.5	通常 3.5 最大 3.5
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 89 最大 1,026	通常 89 最大 1,026	

(2) 合併処理浄化槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後12ヶ月後		
使用開始の予定年月日	平成32年3月1日		
処理施設の種類	生物処理		
処理施設の型式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 5.3メートル 横 9.84メートル 高さ 3.06メートル		
処理施設の能力	1日当たり38立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	ばっ気、脱窒、膜分離硝化		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 150	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 180	通常 5.0 最大 5.0

窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	120	通常	10
	最大	120	最大	10
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	12	通常	1.0
	最大	12	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	38	通常	38
	最大	38	最大	38

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.3
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	3.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	127
		最大	1,064

備考 この他に雨水排水口が3箇所ある。

○愛媛県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲281番2から 同町甲283番4まで	旧	メートル 15.8~16.4	キロメートル 0.058	
			新	17.2~19.6	0.058	
"	"	松山市東方町甲283番4から 同町甲269番2まで	旧	11.4~19.4	0.083	
			新	11.4~19.4 15.5~33.2	0.083 0.079	
"	"	松山市東方町甲269番2から 同町甲267番2まで	旧	12.2~17.4	0.020	
			新	15.0~17.4	0.020	

○愛媛県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲281番2から 同町甲267番2まで	平成29年 1月31日

○愛媛県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町川登3264番5から 同町川登3261番5まで	平成29年 1月31日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者			
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	西 岡 新	安 永 副 美	今治市郷本町一丁目3 - 40	衆議院議員	平成28年12月14日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
さこう一平後援会	佐 光 一 平	高 橋 そよみ	西条市喜多川319 - 5	平成28年12月2日
三好和彦後援会	三 好 和 彦	真 鍋 久 子	西条市朔日市735 - 1	平成28年12月8日
真鍋あきのぶ後援会	星 川 正 幹	真 鍋 麻 紀	西条市港293 - 1	平成28年12月14日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成29年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党愛媛県ちんたい支部	永井俊昭	政治団体の名称	自由民主党愛媛県ちんたい支部	自由民主党愛媛県全管協ちんたい支部	平成28年12月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
高須賀功後援会	牧 清 行	主たる事務所の所在地	東温市志津川630	東温市野田三丁目5 - 1	平成28年11月1日
井村雄三郎後援会	越 智 浩	主たる事務所の所在地	今治市高部甲1082 - 8	今治市高部甲1647 - 9	平成28年12月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
維新の党愛媛県総支部	横山博幸	平成28年3月27日
維新の党衆議院愛媛県第2選挙区支部	横山博幸	平成28年3月27日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
二宮美日後援会	二宮美日	平成28年6月30日
みんなが輝く西予の会	宇都宮信博	平成28年8月20日
後藤光雄後援会	高橋資明	平成28年11月5日
山本昭宏後援会	山本正征	平成28年11月29日

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成29年 1月31日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 北村吉男

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	平成29年 6月25日（日）	書面申請 平成29年4月11日（火） ～4月21日（金） 電子申請 4月8日（土）9時 ～4月18日（火）17時	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4 - 5 - 4 松山千舟454ビル5階 TEL . 089 - 932 - 8808 FAX . 089 - 935 - 4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9 : 00 ~ 17 : 00 （ただし、12 : 00 ~ 13 : 00を除く） 電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 TEL . 0570 - 07 - 1000（専用） 問い合わせ時間 9 : 00 ~ 17 : 00 （土日、祝祭日を除く。）	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	平成29年 10月29日（日）	書面申請 平成29年9月1日（金） ～9月11日（月） 電子申請 8月29日（火）9時 ～9月8日（金）17時		
第3回	平成30年 2月4日（日）	書面申請 平成29年12月8日（金） ～12月19日（火） 電子申請 12月5日（火）9時 ～12月16日（土）17時		

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限りに、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第1回 (H29.6.25) 及び 第2回 (H29.10.29)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)] 午前10時又は午後2時半 (集合:9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)
第3回 (H30.2.4)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)] 午前10時又は午後2時 (集合:9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)

(備考)乙第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第1回 (H29.6.25) 及び 第2回 (H29.10.29)	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合:午前9時半)
	今治市	今治工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	西条市	東予高等学校	乙種第4類(科目免除なし)、丙種	同上
	宇和島市	吉田高等学校	乙種第4類(科目免除なし)、丙種	同上
第3回 (H30.2.4)	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)] 午前10時又は午後2時 (集合:9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)

(備考)1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

2 第3回試験の乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 受験願書用紙・受験案内等の配付場所

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成29年 1月31日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 北村吉男

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	平成29年 8月6日（日） 開始時刻 10時 （集合9時半）	書面申請 平成29年6月19日（月） ～6月29日（木） 電子申請 平成29年6月16日（金）9時 ～6月26日（月）17時	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 T E L . 089 - 932 - 8808 F A X . 089 - 935 - 4484 受付時間 9：00～17：00（土日、祝祭日を除く。）	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	平成30年 1月7日（日） 開始時刻 10時 （集合9時半）	書面申請 平成29年11月6日（月） ～11月16日（木） 電子申請 平成29年11月3日（金）9時 ～11月13日（月）17時	電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 T E L . 0570 - 07 - 1000（専用） 問い合わせ時間 9：00～17：00（土日、祝祭日を除く。）	

2 受験地・所在地・試験会場及び試験種類

区 分	受験地	所 在 地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
第1回	松山市	文京町3	愛媛大学	甲種 特・1・2・3・4・5類、乙種 1・2・3・4・5・6・7類
第2回	第1回と同じです。			

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

（一財）消防試験研究センター愛媛県支部
 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部